

## 太田市公告

下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和7年11月27日（木）

太田市長 穂積 昌信

### 1 業務名称

「広報おおた」制作業務

### 2 履行場所

太田市浜町2番35号地内ほか

### 3 業務概要

編集会議への参加、全紙面のレイアウト・ロゴ・表・地図等の作成等

### 4 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

### 5 提案上限額

87,714千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 6 応募条件

#### （1）応募者

応募者は次のとおりとする。

①応募者は、本業務を行う能力を有する企業とする。

②応募者は、本プロポーザルに必要な諸手続きを行うほか、契約に係る優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

#### （2）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

①参加申請書提出時において、本市が規定する入札参加資格を有し

ていること。

- ②本業務と同類の業務を実施した実績を有する者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ④参加申請書の提出の日から選定結果の通知の日までの間、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑥銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑦役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人ではないこと。
- ⑧太田市暴力団排除条例及び太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。
- ⑨国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑩その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

## 7 その他

この公告に記載する事項以外の条件等については、プロポーザル実施要領のとおりとする。

## 8 問い合わせ先

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号（本庁舎3階）

太田市役所 企画部 広報課

電話：0276-47-1812（直通）

メール：005810@mx.city.ota.gunma.jp